

3 吹福障第 945 号
令和 3 年 4 月 1 日
(2021 年)

就労系サービス事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標題につきまして、本市における取扱いは、2 吹福障第 925-3 号（令和 2 年 7 月 1 日付け）にてお示ししておりますが、厚生労働省の通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 8 報）」を踏まえ、下記のとおりとします。

記

1 吹田市の取扱い

(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（以下、「就労移行支援等」という。）について

ア 就労移行支援等は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 (3)「在宅において利用する場合の支援について」に示されているとおり、通所支援から在宅支援に切り替えてサービス提供することを可能とします。

イ 留意事項における在宅でのサービス利用の要件の見直し

在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和 2 年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和 3 年度以降は常時の取扱いとします。

なお、上記留意事項における要件の変更内容は下記のとおり。

【利用者要件】

- ・在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

【事業所要件】

- ・（ア）～（エ）及び（キ）現行と同じ
- ・（オ）事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の I C T 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

- ・（カ）原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

ウ 在宅でサービス利用する場合の留意点

- （ア）在宅支援にてサービス提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援の内容を明記しておく必要があります。運営規定にその記載がない場合は、運営規程の変更届を事業所所在地の指定権者（福祉指導監査室）に提出してください。
- （イ）当該利用者について、在宅支援に切り替える場合には、障がい福祉室にその旨をご一報ください。その際、書面の提出は必要としませんが、在宅支援に切り替えてサービス提供を実施したことがわかるように、個別支援計画書、実績、日報等に支援の内容等を記載しておいてください。

（2）就労移行支援等の暫定支給決定の取扱いについて

暫定支給決定期間中に新型コロナウイルスによる影響で利用者のアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合は、事業所においてできる限り実施した支援の実績及びその評価結果等を取りまとめ、市に提出することで本決定の判断資料として取り扱うこととした取扱いは、令和2年度限りの取扱いであるため、令和3年3月31日をもって終了し、4月以降は、従来どおりの取扱いとします。

（3）就労移行支援等の標準利用期間の取扱いについて

ア 就労移行支援の標準利用期間（2年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、本市審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間支給決定期間の更新（原則1回）を可能としており、令和3年4月以降に就労移行支援の標準利用期間（2年間）内での支援の終了を迎える利用者が、標準利用期間を超えてさらにサービスの利用を希望し、本市審査会で必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えた支給決定期間の更新を可能とします。

イ 「原則1回」とされている更新回数については、令和3年度に限り、最大1年間の範囲内で「複数回」の更新を可能とします。

なお、更新に係る手続きについては、従前どおりの取扱いとします。

ウ 既に標準利用期間を超えて就労移行支援を利用している者のうち、3年目を終了する利用者がさらにサービスの利用を希望する場合は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る働き方の変化を踏まえ、これまでの支援内容では十分対応できていないなど、新たな訓練等を行う必要があると市が判断した場合に限り、再度、就労移行支援の支給決定を行うこととします。

エ 就労移行支援以外のサービスの標準利用期間については、臨時的な取扱いとして最大1年間までの範囲内において柔軟に更新することを可能とした取扱いは、令和2年度限りの取扱いであるため、令和3年3月31日をもって終了し、4月以降は、従来どおりの取扱いとします。

(4) 就労移行支援等の事業所が自主休業する場合や1(1)アを適用しない利用者について

ア 居宅等でできる限りの支援の提供を行う場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い(第2報)」(令和2年2月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)の取扱いにより、令和3年度も引き続き報酬の対象とすることが可能です。

イ 対象期間

当面の間可能とします。

(5) 就労定着支援事業について

ア 就労定着支援については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付け障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課長通知)の1-(4)-②支援内容のと通りの取扱いとします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、対面による支援が困難な場合は、利用者の同意を得た上で、電話連絡その他の方法による支援を可能とした取扱いは、令和2年度限りの取扱いであるため、令和3年3月31日をもって終了し、4月以降は、上記の取扱いとします。

2 対象期間について

1(4)の具体的な終期につきましては、国及び府の動向・通知を踏まえて、改めて市から通知します。

なお、事業者におかれましては、本市福祉部障がい福祉室のホームページを随時御確認いただきますよう、お願いします。

3 請求方法

請求方法は、通常どおり手続してください。

ただし、備考欄等に新型コロナウイルスによる在宅支援へ切り替えている旨、市が把握できるようにしてください。

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室

基 幹 担 当

TEL 06-6384-1348

支 給 管 理 担 当

TEL 06-6384-1346